

向陽 指定居宅介護支援利用

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人たちばな会
主たる事務所の所在地	〒849-1425 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 2147
代表者（職名・氏名）	理事長 熊 巖
設立年月日	昭和 48 年 7 月 25 日
電話番号	0 9 5 4 - 6 6 - 6 1 6 1

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	向陽
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町 2404-24
電話番号・FAX番号	0 9 5 5 - 2 5 - 9 1 1 0
指定年月日・事業所番号	平成 25 年 2 月 1 日・4 1 7 0 5 0 0 7 2 4
管理者の氏名	熊 佳香
通常の事業の実施地域	伊万里市内全域

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	○利用者が要介護等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。 ○指定居宅介護支援を提供するにあたり、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ効果的に提供されるように配慮し、努めるものとします。 ○利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行うものとします。 ○運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

	ための法律に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとします。 ○利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施します。 ○サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
--	---

4. 居宅介護支援の提供方法及び内容

相談業務	福祉サービス相談業務として、指定居宅介護支援の提供にかかわらず、随時相談受け付けます。
相談場所	事業所の相談室
問い合わせ又は利用申し込み方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申し込みは、電話、文書及び事業所来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業所の紹介、その他の必要な措置を講じることがあります。
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証（資格証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定有効期間を確認させていただきます。
要介護認定申請に係る援助	指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行います。（代行申請可） 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも、当該利用者が受けている要介護認定等の認定有効期間の満了日の 1 か月前には行われるよう、必要な援助を行います。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は、利用者若しくは家族から身分を証する書類を求められた時は、これを提示します。
居宅サービス事業者との連絡調整	作成された居宅サービス計画に基づき、適正なサービス利用を図るため、居宅サービス事業者等との綿密な連絡調整に努めます。

医療との連携	居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な当該医療サービスに係る主治医等の指示に従います。また、医療サービス以外の在宅サービス等が必要な場合に、当該指定居宅サービス等に係る主治医等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。
--------	--

5. 営業日時

営業日	天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日までとします。但し、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。

6. 事業所の職員体制

	員数（人）		
従業者の職種	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1以上	0	1以上

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

（1）居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料		利用者負担金
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護1・2	10,860円	無料
	要介護3・4・5	14,110円	

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前にお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額	
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1 月につき）		300 単位/月	
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合。（1 月につき 1 回を限度）		50 単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 * 入院日以前の情報提供含む。 * 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 （提供方法は問わない） （1 月につき 1 回を限度）		250 単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 * 営業終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。 （提供方法は問わない） （1 月につき 1 回を限度）		200 単位/月	
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき 3 回を限度）。初回加算と同時に算		カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
		連携 1 回	450 単位	600 単位
		連携 2 回	600 単位	750 単位
		連携 3 回		900 単位

	定はできない。 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するものとする。			
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	200 単位/月		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	基本利用料の 5 %		

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	基本利用料の 50% （2 か月以上継続の場合 100%）
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた介護サービス等について特定の事業所への集中率が、正当な理由なく 90%を超える場合	2, 000 円
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	・ 指定居宅支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅支援事業所と同一の建物に居住する利用者。 ・ 指定居宅支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者。	所定単位数 × 95/100 （5%の減算）

（２）その他

記録の謄写費用などをいただくことがあります。

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止に関する事項

(1) 利用者の人権擁護、虐待防止などのため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。

(2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を整えるためハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 利用者・家族との信頼関係のもと、介護サービスを継続して円滑に提供していくために、以下の点についてご協力をお願いいたします。

1. 身体的暴力の禁止（ものを投げる、叩く、蹴る、唾を吐く等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
2. 精神的暴力の禁止（大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、貶めたりする行為）
3. セクシャルハラスメントの禁止（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為）

上記は当法人職員、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、必要に応じハラスメント防止対策委員会を招集します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
- (4) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

11. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。

氏名：

連絡先（電話番号）：

12. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に

位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	担当者 熊 佳香 受付時間 8:30~17:30 住所 伊万里市立花町 2404-24 電話番号 0955-25-9110
---------	--

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることが出来ます。

苦情受付期間	佐賀県健康福祉本部長寿社会課	電話 0952-25-7266
	佐賀県国民健康保険団体連合会	電話 0952-26-1477
	伊万里市長寿社会課	電話 0955-23-2154
	佐賀県福祉サービス運営適正化委員会	電話 0952-23-2151

13. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	実施方法	意見箱（玄関入り口に設置） ※毎月最終営業日に確認
		結果の開示	あり
第三者による評価の実施状況	なし		

14. 公正中立なケアマネジメントの確保

(1) 公正中立なケアマネジメントを確保するため、あなたは以下のことが可能です。利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

○複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

○当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

(2) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明します。

○前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

○前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。